

「食料・農業・農村基本法」改正で 農水省に要請

市村忠文（日消連・食農部会長）

日消連食農部会は2月26日に、農林水産省に「食料・農業・農村基本法」の改正に対する要請書を提出し、意見交換を行いました。

政府は今通常国会に四半世紀ぶりに同法の改正案を提出します。「農政の憲法」とも言われる重要法案ですが、消費者・市民等の声を取り入れた検討はされていません。特に、食料の輸入依存の結果、自給率低下、国内農業衰退や食の安全・環境面でも大きな問題を引き起こした反省がありません。



農水省担当者（手前）に要請（2月26日）

いま世界的な食料価格高騰や不足が深刻になり、輸入依存、効率化一辺倒の農政の見直しが必要です。要請では、食料自給率向上への具体策、有事に備える食料安全保障ではなく平時からの対策、有機農業の推

進、種苗の自給向上、ゲノム編集などの推進反対、農業の担い手の多様化などを求めました。

対応した小坂伸行参事官は「自給率向上には消費者の理解と行動変容が欠かせない」とし、米の消費減少による自給率低下対策や、麦・大豆、野菜の国産化などを進めるとしました。しかし、輸入依存の姿勢は変わりません。

また、有事など不測時に農民に芋や麦などの重要作物への作付け転換を求めることが加えられたことについて「強制ではない」としましたが「食料版有事法制」の危険性があります。

今回の改正では食料安全保障だけが強調され、それ以外はこれまでの農政の踏襲が目立ちます。参加者からは「法案に『有機農業』推進の明記を」「タネの重要性を認識して」「遺伝子操作技術を推進するな」などと、農政の転換を求めました。

なお、要請には大河原雅子衆議院議員も同席しました。また、多くの生協等の賛同も得ました。